

江別観光協会 会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、江別観光協会と称す。

第 2 条 本会の事務所は、事務局長の属する団体等に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、観光事業の発展及び観光客の誘致を図るために観光宣伝に努め、観光開発の整備を促進し、合わせて地方文化の向上・発展に資し、もって観光の発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光事業の計画及び促進。
- (2) 観光事業に関する調査研究。
- (3) 観光地の開発整備と各種観光施設の充実改善。
- (4) 観光資料の収集頒布及び観光客の誘致。
- (5) 各種観光施設や観光土産品・特産品の推奨紹介及び宣伝。
- (6) その他、本会の目的達成に必要なと認めた事業。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第 6 条 本会の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 法 人 会 員 本会の趣旨に賛同する法人で、会費を 5 口以上納入したもの。
- (2) 個人営業会員 本会の趣旨に賛同する個人営業者及び任意団体で、会費を 3 口以上納入したもの。
- (3) 個人会員 本会の趣旨に賛同する個人で、会費を 1 口以上納入したもの。
- (4) 名 誉 会 員 本会の発展に功労があり、役員会において決議されたもの。

第 7 条 本会の会員になろうとするものは、住所・氏名・職業を記して本会に申し込むものとする。

第 8 条 本会の会費は、1 口年額 1, 0 0 0 円とする。

第 9 条 会員としての資格は、脱退又は死亡・解散・除名により喪失するものとする。

(役 員)

第 1 0 条 本会に次の役員を置く。

・会長 (1 名)・副会長 (2 名)・理事 (1 5 名以内)・監事 (2 名)

第 1 1 条 役員は、総会において決定する。

2. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
4. 理事は、役員会に出席し会務を掌理する。
5. 監事は、会計を監査する。

第 1 2 条 役員の任期は 3 ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期終了後も後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

(事務局)

- 第13条 事務局長は、会長が任命する。
2. 事務局長は、事務遂行上必要な事務局員若干名を任命できる。

(会議)

- 第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。
- 第15条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から、開会の請求があったときは会長が臨時総会を召集する。
- 第16条 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。
- 第17条 総会及び役員会は会長が議長となる。
- 第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。ただし、可否同数のときは議長がこれを決す。
- 第19条 総会において決議する事項は次のとおりとする。
- (1) 会則に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他重要と認めること。
- 第20条 役員会において決議する事項は次のとおりとする。
- (1) 総会に提出する議案に関すること。
 - (2) 総会において委任された事項。
 - (3) 補正予算に関すること。
 - (4) 重要と認める事業の実施に関する事項。
- 第21条 その他、会長は、必要に応じ専門部会を召集することができる。
2. 専門部会の委員は、案件ごとに会長が任命する。
3. 専門部会を召集するにあたり、会長は必要に応じ、意見を聴取するため会員以外の者に出席を求めることができる。

(会計)

- 第22条 本会の経理は、会費・事業収入・寄付金・補助金・その他の収入をもってこれに充てる。
- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(その他)

- 第24条 本会則に定めのない事項は、会長が適宜これを処理するものとする。

附 則

1. 本会則は、昭和32年7月1日より施行する。
2. 昭和48年4月26日 一部改正
3. 昭和60年5月10日 全部改正
4. 平成2年5月18日 一部改正
5. 平成12年6月29日 一部改正
6. 平成23年5月25日 一部改正